

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例について

(解説)

平成 27 年 4 月改訂
静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課

注：

①の枠内は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）の規定、
②の枠内は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」とい
う。）の規定が記載されています。

①

②

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物の適正な処理に関し、県、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

趣旨

- 本条は、条例の目的を規定したものである。

説明

- 循環型社会を実現する基盤として、また良好な生活環境を保持する上で、産業廃棄物の適正処理を確保する必要がある。しかし現実には、不法投棄の増大、産業廃棄物処理施設の設置や運営をめぐる周辺住民と事業者の対立など、依然として多くの問題が生じている。
- このような問題に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の度重なる改正、法を補完する要綱の制定、それらの法や要綱に基づく行政指導の実施といった様々な方策が講じられているが、問題の解決には至っていない。
- こうしたことから、産業廃棄物の適正な処理の確保を目指し、より一層の施策の充実を図るとともに、産業廃棄物に関わる者の適正処理に向けた自主的な取組みを促すため、条例を制定するものである。

Q & A

Q 法において詳細に廃棄物処理のルールが定められているにもかかわらず条例を制定することは、二重の規制とならないか。

A 廃棄物処理法において規定されている事項と条例において規定した事項とは、その内容を異にしており、二重の規制とはならない。条例は、法の範囲内で、法で規定されていない事項あるいは法では規定が具体的でない事項などについて、規定したものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (3) 土地所有者等 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 産業廃棄物の不適正な処理 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物処理施設(法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)その他規則で定める産業廃棄物の処理施設をいう。

(産業廃棄物の処理施設)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める産業廃棄物の処理施設は、肥料若しくは飼料又はこれらの原料の製造の用に供する施設(以下「肥料飼料製造処理施設」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第6項の許可を受けて行う事業の用に供する施設
- (2) 法第2条第4項第1号の汚泥、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第4号の動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は同条第10号の動物のふん尿を乾燥させ、又は発酵させる施設であって、これらの産業廃棄物の1日当たりの処理能力の合計(以下「肥料飼料製造処理能力」という。)が30トンを超えるもの

趣旨

●本条は、この条例に用いる用語の定義を明らかにしたものである。ここに掲げられた用語以外のものについては、基本的には法の例による。

説明

●条例第2条第5号「その他規則で定める産業廃棄物の処理施設」

○住民説明会の開催等の手続(条例第20条～第27条)の対象となる産業廃棄物の処理施設は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設及び肥料若しくは飼料又はこれらの原料の製造の用に供する施設(以下「肥料飼料製造処理施設」という。)である。

○肥料飼料製造処理施設とは、産業廃棄物処分業の用に供する施設で、産業廃棄物である汚泥、動植物性残さ又はふん尿を処理(発酵、乾燥)して肥料等を製造するものであって、これら産業廃棄物の1日当たりの処理能力の合計が30tを超えるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令に基づく権限を的確に行使するとともに、産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、事業者等に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、市町その他の関係機関と密接に連携して、産業廃棄物の適正な処理の促進を図るものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その子会社、下請事業者その他の関係事業者（以下「子会社等」という。）の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物が適正に処理されるようするため、当該子会社等に対し、必要な助言、情報の提供その他の協力をを行うよう努めなければならない。

(産業廃棄物処理業者の責務)

第5条 産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、当該処理について透明性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、当該所有地等を適正に管理するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めるとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を県その他関係機関に通報するよう努めなければならない。

趣旨

- 条例が適用される各主体の責務について規定したものである。

説明

●条例第3条「県の責務」

○法や条例以外の「その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令」とは、特定の廃棄物に関する法の特別法として制定された「建設リサイクル法」や「自動車リサイクル法」といったリサイクル関連諸法等をいう。

○産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策とは、例えば、ふじのくに廃棄物減量化計画（第2次静岡県循環型社会形成計画）の策定をいう。

●第4条「事業者の責務」

○「子会社等」には、具体的には、連結決算の対象となる子会社、関連会社のほか、継続的に事業者から一定量の受注を受けている業者や下請けとして事業に参加している業者などが該当する。製造業者であれば、部品の納入業者などが典型的な例として挙げられる。

○子会社等に対する協力とは、具体的には、産業廃棄物の処理のための適切な処理業者の紹介、廃棄物処理に関する各種情報の提供等が考えられる。

●第5条「産業廃棄物処理業者の責務」

○産業廃棄物処理業者の処理における「透明性」を確保する方策としては、その処理の状況に関する情報を、事業者をはじめ周辺住民等に対して十分に提供することなどが挙げられる。

○産業廃棄物処理業者の処理における透明性及び信頼性の確保のために、産業廃棄物処理業者は、事業者や周辺住民等に対して情報公開を積極的に行っていく必要がある。この趣旨を実現するため、条例では処理実績の報告及び県によるその公表について規定した(第17条)ほか、その処理施設に対する事業者の実地確認に協力することを求めている(第10条第2項)。

●第6条「土地所有者等の責務」

○土地所有者等による所有地等の適正管理とは、産業廃棄物の不法投棄等が行われてしまわないように定期的にその土地を見回ること、他人に貸す場合(有償無償を問わない。)には土地の使用目的や使用方法等を十分に確認すること等である。

○借地や別荘地等、土地の所有者が必ずしもその土地やその近辺に居住しているとは限らない場合もあるため、代わって土地を使用する借地人等(=占有者)やその土地の管理者についても適正管理の努力義務を課している。

●第7条「県民の責務」

県民による不適正処理に関する通報先は、県のほか、市町、警察が想定される。

Q & A

Q 事業者の責務として、「自らの責任において産業廃棄物を適正に処理しなければならない」と規定されているが、今後は自己処理を促進しようという考えなのか。

A 法では、事業者は自らが排出した産業廃棄物について、処理を委託する場合であっても、最終処分まで適正に処理されるよう必要な措置を講ずるよう義務付けられており、その旨を再度条例で規定したものであって、自己処理を促進させようとするものではない。

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者の講すべき措置

(産業廃棄物管理責任者)

第8条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。

(1) 法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令の規定の遵守に関する事項

(2) その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備に関する事項

2 事業者は、産業廃棄物管理責任者が前項各号に掲げる事項の管理を的確に実施できるようするため、当該産業廃棄物管理責任者に必要な研修を受けさせよう努めるとともに、当該管理の実施について必要な配慮をしなければならない。

趣旨

- 法では、事業者は産業廃棄物の最終処分に至るまで適正処理がなされるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないという排出事業者責任が規定されている。しかし、一部の事業者により不法投棄や産業廃棄物処理業者任せの委託処理が行われるなど、この責任が十分に果たされているとは言い難い状況が見受けられる。この原因のひとつとして、事業者が自らの排出事業者責任について十分認識していないことが挙げられる。
- 本条は、産業廃棄物を生ずる事業場に産業廃棄物管理責任者を設置することにより、産業廃棄物の適正な処理について、事業者が排出事業者責任を果たすことを目指すものである。

説明

●産業廃棄物管理責任者を設置する事業場

○産業廃棄物を排出する全ての事業場に設置する。

○小規模な事業場、短期間のみ設置される事業場等、産業廃棄物管理責任者の設置が困難な事業場については、適正な処理を確保できると認められるのであれば、それらを統括する事業場の産業廃棄物管理責任者が兼任することも可能である。

●産業廃棄物管理責任者に任命される者

○産業廃棄物管理責任者の資格要件は特にない。ただし、事業者は、産業廃棄物の処理について一定の知識があり、また、産業廃棄物の処理に係る事務についての権限を有している者が産業廃棄物管理責任者に任命されるように配慮すべきである。

○条例第8条第1項のただし書きは、法における排出事業者責任の主体とされている事業者自らが責任者となる場合（事業者が自然人の場合に限られる。）には、重ねて別の従業員を責任者として置く必要はないことを規定したものである。ただし、どの事業場についても事業者が無制限に責任者になることができるわけではなく、その事業場における適正処理に関する法令遵守等の実務を管理監督できる場合に限られる。

●産業廃棄物管理責任者の任務

- 条例第8条第1項第1号の「法令の規定の遵守に関する事項」とは、例えば、法や条例によって事業者に義務付けられた規定の遵守に関するものであり、具体的には、事業者自らが処理する場合には処理基準に則って処理すること、処理を委託する場合には委託基準を遵守すること、マニフェストを交付すること等である。
- 条例第8条第1項第2号の「必要な体制の整備」とは、産業廃棄物の適正処理のために必要な人員の確保や事業場内における役割分担の明確化、具体的な作業や手続きのルール作成等が挙げられる。人員の確保については産業廃棄物管理責任者の権限になっていないことも十分考えられることから、そのような場合には事業者の配慮が必要である。

●産業廃棄物管理責任者の届出

産業廃棄物管理責任者の設置に係る県への届出は要しない。

●事業者による配慮

条例第8条第2項の事業者による「当該管理の実施について必要な配慮」とは、例えば産業廃棄物管理責任者への必要な権限の付与、必要な人員の確保、社員の意識向上のための事業（社員の研修会への参加等）の実施等である。法令違反の是正をしようとした産業廃棄物管理責任者に対する不利益な取扱いが禁止されることは当然である。

Q & A

Q 事業場において不適正な処理等があった場合、その事業場の産業廃棄物管理責任者は、罰せられるなど、「責任者」として責任を取らされるのか。

A 条例における罰則は、報告徴収と立入検査に関するもののみであり（第34条）、この規定に違反する行為をすれば、産業廃棄物管理責任者が罰せられることもある。ただ単に、事業場において不適正処理があったからといって産業廃棄物管理責任者が条例に基づいて罰せられることはない。ただし、法の規定に違反して不適正処理を行った場合には、産業廃棄物管理責任者であるか否かに関係なく、廃棄物処理法に基づいて罰せられる可能性はある。

(研修の指示)

第9条 知事は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、事業者のうち規則で定めるものに対し、産業廃棄物管理責任者に知事の行う研修を受けさせよう指示することができる。

- 2 前項の規定による指示を受けた事業者は、正当な理由がない限り、当該指示に従わなければならない。

(知事が研修の受講を指示することができる事業者)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 過去5年間においてその産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に年間500トン以上委託したことのある事業場を設置している事業者
- (2) その産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者であって、当該産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処理が行われたもの
- (3) その他知事が必要と認める事業者

趣旨

●産業廃棄物管理責任者は、その業務を適切に遂行するため、必要な知識や技術の習得を図ることが重要である。このため、産業廃棄物管理責任者を対象とする研修の受講を、県は事業者に対して指示できるものとする。

説明

●施行規則第3条第3号の「その他知事が必要と認める事業者」とは、例えば、産業廃棄物の適正な処理に係る状況の変化により、研修を受講して新に知識を習得することが必要となるような事業者（例：法改正により新たな義務が課せられる事業者）のことである。

Q & A

Q 多量の産業廃棄物の処理を委託する事業者を研修対象とした理由は何か。

A 不法投棄された産業廃棄物の多くは委託されたものであり（平成16年度では投棄量の約8割）、不法投棄等の不適正処理を行う処理業者や無許可業者に委託しないようにするためにも、特に委託量の多い事業者は研修を受ける必要がある。

(実地確認)

第10条 事業者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。以下この条から第16条までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（同項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするとき（従前の委託の期間を更新して委託しようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者は、事業者が行う実地の確認に協力しなければならない。

(実地確認しなければならない施設等)

第4条 条例第10条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める施設について行わなければならない。

(1) 産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合であって、当該委託を受ける産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物の保管を行うとき 当該保管が行われる施設（当該保管に係る産業廃棄物の積替えが行われる施設を含む。以下この条において「運搬が行われる施設」という。）

(2) 産業廃棄物の処分を委託しようとする場合 当該委託に係る処分が行われる施設（当該処分に係る産業廃棄物の保管が行われる施設を含む。以下この条において同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、条例第10条第1項の規定による確認を行うことを要しない。

(1) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に掲げる者に産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合

(2) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に産業廃棄物の処分を委託しようとする場合

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の19各号に掲げる場合

3 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況

(2) 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設における産業廃棄物の処理の状況

4 事業者は、条例第10条第1項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を記録を行った日から5年間保存しなければならない。

(1) 確認を行った年月日

(2) 確認を行った者の氏名

第5条 前条第1項及び第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による確認について準用する。この場合において、前条第1項及び第2項中「委託しようとする」とあるのは「委託する」と、同条第1項中「運搬が行われる施設」とあるのは「運搬の実施に係る施設」と、「処分が行われる施設」とあるのは「処分の実施に係る施設」と読み替えるものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況

(2) 当該委託に係る運搬又は処分の実施に係る施設の状況

(3) 当該委託に係る帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。）その他の関係書類の保存の状況

3 事業者は、条例第10条第2項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を記録を行った日から5年間保存しなければならない。

- | |
|----------------|
| (1) 確認を行った年月日 |
| (2) 確認を行った者の氏名 |

趣旨

- 一部の排出事業者は、その産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に任せっきりにしており、産業廃棄物の不適正な処理の一因になっている。また、委託した産業廃棄物の処理状況の確認を、マニフェストによる事後的な確認だけに頼ることは、適正な処理を確保する上で必ずしも十分とは言えない。
- 本条は、事業者が委託先の処理状況を直接実地に確認することにより、マニフェストによる処理状況の確認を補完し、産業廃棄物の適正な処理をより確実にすることを目的とする。

説明

●実地確認の対象となる施設

実地確認は、事業者が積替え保管を含む収集運搬又は処分に係る委託契約を締結する許可業者について実施するもので、積替え保管を行う収集運搬業者の積替え保管施設並びに処分業者の中間処理施設及び最終処分施設を対象とする。

●実地確認を行う者

○実地確認を行う者は、産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する事業者である。

○ただし、委託先が産業廃棄物処理業者であっても、以下の場合については、実地確認を必要としない。

- ・その委託がマニフェストの交付を要しない処理である場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）第8条の19参照）
- ・積替え保管を含む産業廃棄物の収集運搬を産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する者として都道府県知事・政令市長が認定した産業廃棄物処理業者（以下「優良認定業者」という。）に委託しようとする場合
- ・産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託しようとする場合

○事業者が中間処理業者の場合は、自己が排出した産業廃棄物に加え、自己が処理した中間処理産業廃棄物の処分を他の処理業者に委託するときも、当該処理業者の処理状況を実地に確認する。これにより、1次中間処理業者から最終処分業者まで、廃棄物の処理に関わった全ての処分業者の処分状況が実地に確認される場合もあり、廃棄物の適正処理の促進が図られる。

●実地確認において確認する事項

○産業廃棄物の処理が行われる施設の状況、産業廃棄物の処理の状況を確認する。条例第10条第2項に規定する委託契約後の実地確認においては、帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項）等の書類の保存状況についても確認する。これらの確認に基づき、事

業者は、産業廃棄物の適正処理について判断する。

○事業者が実地確認において確認すべき事項について、条例や施行規則ではさらに詳細には規定していない。事業者には、法に規定される基準等を踏まえ、確認する事項を独自に定めて実地確認を行うことが求められる。

○県は、事業者が実地確認において確認する事項を検討する際に参考となるように、確認する事項の主な例をまとめたチェックシート例を作成している（別紙1参照）。

●実地確認の記録

○事業者は実地確認の結果を記録し、記録した日から5年間保存する。

○記録の様式は特に規定しておらず、事業者が独自に記録の様式を作成する。

●条例第10条第1項の「委託しようとするとき」の実地確認

委託する前にあらかじめ実地確認を実施し、委託先が適正な処理ができるかどうかの確認を求める規定である。したがって、「委託しようとするとき」とは、委託契約を締結する前をいう。この場合の実地確認は、できるだけ直前に行うことが適切であるが、少なくとも契約締結のおおむね3月前以内で実施することが望ましい。

●「従前の委託の期間を更新して委託しようとするとき」の除外

○更新契約を行うときには、その契約の前に実地確認を行う必要はない。

○ただし、更新により委託期間が1年以上に及ぶときは、条例第10条第2項の規定により、1年に1回以上、定期的に実地確認を行うことが必要となる。

●条例第10条第2項の「1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託するとき」の実地確認

○毎年1回以上、定期的に実地確認を行う。

○実際に委託した産業廃棄物自体の処理の状況を確認することが困難な場合には、委託した廃棄物と同種類の廃棄物が、同じ処理施設において同様の処理方法で処理される状況を確認することで足りる。

●条例第10条第2項の産業廃棄物処理業者による「事業者が行う実地確認に協力」

○産業廃棄物処理業者の協力とは、例えば、事業者の実地確認が適切に行われるよう処理施設内の案内や委託された廃棄物の処理の過程についての説明を適確に行うことなどが挙げられる。ただし、いつ何時でも案内等に応じなければならないことまで求めておらず、業務の繁閑に応じて、適宜、事業者と協議の上でその日程等を調整することも可能と考えられる。

○条例第10条第1項に規定する委託契約前の実地確認においては、産業廃棄物処理業者は委託先の候補にすぎないので、当該産業廃棄物処理業者に対しては協力義務を課していない。

●実地確認の実施が困難な事業者

事業者の中には、零細な事業者のように現実に実地確認を行うことが困難な事業者も存在する。そのような事業者については、業界団体等に対して実地確認を委任することを例外的に認める。

Q & A

Q 事業者は、最終処分まで関連する全ての処理業者を実地確認すべきではないか。

A 排出事業者責任の観点からは最終処分業者まで確認することが望ましいといえるが、それでは事業者の負担が過重となるおそれもあることから、条例では、委託契約の直接の相手方となる処理業者について、実地に確認することを義務付けている。

(産業廃棄物の不適正な処理に係る措置)

第11条 事業者は、前条の規定による委託に係る産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者に対する是正の指示その他の当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に規定する場合において、事業者が同項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、当該必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

趣旨

●実地確認に加え、委託先による不適正処理への対応を事業者に求めてることで、事業者の処理責任の徹底を図ることを目的とする。

説明

●事業者による「必要な措置」

○事業者による「必要な措置」としては、不適正な処理の拡大を防止するため、処理業者に対する是正指示や廃棄物の搬入の中止などが挙げられる。

○事業者が「必要な措置」を講じていないと認められる場合には、必要な措置を講じるように県は勧告を行うことができる。

Q & A

Q 実地確認の際に不適正な処理を発見したとしても、事業者が委託した廃棄物そのものが不適正に処理されているとは限らない場合がある。そのようなときでも、事業者は処理業者に是正措置を求めるのか。

A 条例においては、事業者に対して、自らが委託した廃棄物の不適正処理を知った場合だけでなく、不適正処理が行われるおそれがある場合には是正の指示等必要な措置をとることが求められている。したがって、委託した廃棄物と同種の廃棄物が不適正に処理されていた場合などにおいては、是正の指示等を行う必要が出てくる。しかし、実際には判断がつきかねる場合もあることから、そのような場合には、まず県に通報することが求められる。

第2節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議

(事前協議)

第12条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を県内において処分するため自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量その他の規則で定める事項について、知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議を受けたときは、当該協議を受けた日から30日以内に、規則で定めるところにより、当該協議を経た後の同項の規則で定める事項の内容について当該協議を行った事業者に通知するものとする。この場合において、当該通知には、生活環境の保全上の見地からの意見を付することができる。

(事前協議の期限等)

第6条 条例第12条第1項の規定による協議は、事業者が県外産業廃棄物の県内における処分を委託する場合又は中間処理業者が県外産業廃棄物（当該事業場において受託した産業廃棄物の処分を終えた後の産業廃棄物に限る。）の県内における処分を自ら行う場合において、当該県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第1号による協議書を提出して行わなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
- (3) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量及び性状
- (4) 県外産業廃棄物の搬入期間
- (5) 県外産業廃棄物の処分を行う者（以下「省内処分業者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (6) 県外産業廃棄物の処分の方法及び当該処分が行われる施設の設置場所
- (7) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (8) その他知事が必要と認める事項

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 県外産業廃棄物を生ずる事業場における事業活動の概要を記載した書類
- (2) 県外産業廃棄物（知事が別に定めるものに限る。）について、前項の協議書を提出する日前1年以内に知事が別に定める項目の分析を行った結果を証する書類の写し
- (3) 県外産業廃棄物の排出工程を示す図面
- (4) 県外産業廃棄物の写真
- (5) 省内処分業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、当該処分の受託について省内処分業者から承諾を得ていることを証する書類
- (6) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬又は処分を行う産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類又は図面

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、条例第12条第1項の規定による協議を行うことを要しない。

- (1) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合
- (2) 省令第8条の19各号に掲げる場合

4 条例第12条第1項の規則で定める事項は、第1項第2号から第7号までに掲げる事項とする。

（搬入期間）

第7条 条例第12条第1項の規定による協議に係る搬入期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間を超えない期間とする。

- (1) 法第12条第5項の最終処分（再生を除く。）をするため搬入しようとする場合 1年

(2) 前号の最終処分以外の処分をするため搬入しようとする場合 3年

(事前協議の結果の通知)

第8条 条例第12条第2項の規定による通知は、第6条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

趣旨

- 県外産業廃棄物を搬入する際の事前協議は、県外の事業者に対する指導の機会を確保し、県外産業廃棄物の不適正な処理による生活環境影響への支障の発生を防止することを目的とする。

説明

●事前協議を行う者

○事前協議を行う者は、県内で処分しようとしている県外産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）である。

○ただし、事前協議を行う必要性が低いと考えられる以下の場合は、事前協議の対象としない。

- ・県外産業廃棄物の自社処理を行う場合（中間処理業者が、県外の自社の事業場で処分した中間処理産業廃棄物を県内の自社の事業場で処分する場合を除く。）
- ・マニフェストの交付を要しない処分を委託する場合（法施行規則第8条の19参照）
- ・県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託する場合

●事前協議における協議の内容

○事前協議では、県は県外産業廃棄物の搬入により不適正な処理が行われたり、生活環境への支障が生じたりしないかを確認し、必要に応じて搬入計画の変更、中止を指導する。

○協議する事項は、県外産業廃棄物の内容（種類、数量及び性状）、搬入期間、処分の内容（処分方法、処分を行う者、処理施設）等である（施行規則第6条第3項参照）。

○事前協議は、県外廃棄物の搬入を規制するものではなく、仮に協議が整わない場合でも、法等に則って適正に処理される限り、搬入自体を差し止めるものではない。

○積替え保管施設を経由する搬入にあっては、積替え保管施設において、事前協議に係る産業廃棄物に他の廃棄物が混入することを防ぐ措置の実施の確保が、事業者に求められる。

●事前協議の開始方法

事業者は、施行規則様式第1号により、事前協議書を搬入の30日前までに県に提出して協議を行う。

●事前協議書の記載事項

○事前協議書に記載する事項は施行規則第6条第1項のとおりである。

○施行規則第6条第1項第8号の「その他知事が必要と認める事項」としては、施行規則様式第1号のとおり、積替え保管施設の経由の有無、県外産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項が挙げられる。これら以外の事項について必要な事項がある場合、事業者は施行規則様式第1号の「その他」の欄に当該事項を記載する。

●事前協議書の添付資料

- 事前協議書には施行規則第6条第2項に掲げる書類を添付する。
- 施行規則第6条第2項第7号の「その他知事が必要と認める書類又は図面」とは、事前協議の内容により必要と認められる書類であり、例えば、産業廃棄物の運搬方法について特に配慮が必要な地区に設置された処理施設で処理する場合、県外産業廃棄物の運搬経路図が必要になると考えられる。

●施行規則第6条第2項第2号の知事が別に定める事項

- 知事が別に定める県外産業廃棄物は以下のとおりである。
汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号。以下「政令」という。）第2条第13号に規定する廃棄物及びその他知事が必要と認める廃棄物
- 知事が別に定める分析の項目は、別紙2のとおりである。

●事前協議の協議結果の通知

- 県は事前協議を受けた日から30日以内に、事前協議の結果を記した通知書を事業者に交付する。
- 協議が合意に至らない場合であっても、県は協議開始後30日以内に協議を終了し、その時点での協議の整った事項及び未合意の事項についての県側の意見（指導内容等）を通知書に記載する。
- 事業者は、事前協議書に記載した搬入開始日にかかわらず、通知書を受け取り次第、様式第5号により届出書を県に提出して搬入を開始できる（事前協議の開始日から30日未満でも搬入を開始できる）。
- 事業者は、通知書の写しを県内処分業者に交付する（条例第14条参照）。

●県外産業廃棄物の搬入期間の上限

- 県内において中間処理を行う場合 3年間
- 県内において最終処分を行う場合 1年間

Q & A

Q 事業者が、協議結果の通知書に県が付した意見に反する搬入等を行った場合にはどうなるのか。

A 県の意見に反する搬入により、生活環境に支障が生ずるか、生ずるおそれがある場合には、県は事業者に対して是正するよう行政指導し、それが聞き入れられない場合には、是正勧告を行うこととなる。

Q & A

Q 中間処分の協議の有効期間は3年であるのに対し、最終処分の場合は1年と短いが、その理由は何か。

A 最終処分については、処分場の埋立残容量の制約があること、仮に不適正な廃棄物が埋め立てられた場合、その支障の大きさや復旧までの労力を考慮すると、あまり長期間の有効期間を設定することは適切ではないことから、中間処分と比較して短い1年間の有効期間としたものである。

(変更の協議等)

第13条 前条第1項の規定による協議を行った事業者は、同条第2項(次項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)の規定による通知があった後に当該通知の内容の変更(次の各号に掲げる変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項の変更

(2) その他規則で定める軽微な変更

2 前条第2項の規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 前条第1項の規定による協議を行った事業者は、同条第2項の規定による通知があつた後に第1項第1号に掲げる変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(変更の協議の期限等)

第9条 条例第13条第1項の規定による協議は、変更しようとする日の30日前までに、様式第2号による協議書を提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、第6条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るもの添付しなければならない。

(協議を要しない変更)

第10条 条例第13条第1項第1号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者

(2) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地(当該事業場を変更する場合における名称及び所在地を除く。)

(3) 県外産業廃棄物の搬入期間の開始日(開始日を繰り上げる場合であって、搬入期間が延長されることがないように搬入期間の終了日を繰り上げる場合に限る。)

(4) 県内処分業者の氏名又は住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該県内処分業者を変更する場合における氏名又は住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を除く。)

(5) 県外産業廃棄物の処分が行われる施設の設置場所(当該施設を変更する場合における設置場所を除く。)

(6) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名又は住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該運搬を行う者を変更する場合における氏名又は住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を除く。)

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物の種類の減少(新たな種類の県外産業廃棄物を加える場合を除く。)

(2) 県外産業廃棄物の数量の減少

(3) 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮(搬入期間の開始日を繰り上げる場合及び終了日を繰り下げる場合を除く。)

(変更の届出の期限等)

第11条 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事項の変更をしようとする場合 変更しようとする日の15日前の日

(2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 変更しようとする日

2 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式による届出書を提出して行わなければならない。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 前条第1項第3号に掲げる事項の変更をしようとする場合 様式第3号 |
| (2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 様式第4号 |

趣旨

- 通知書の記載事項と異なる搬入を行う場合、事業者は変更の協議を行うものとする。
- ただし、下記のとおり比較的簡便な変更の場合には協議を要しない。そのような変更には届出が必要なものと不要なものがある。

説明

●変更する通知書記載事項と必要な手続

変更する通知書記載事項	必要な手続
(1) 事業者の氏名及び住所	・届出
(2) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地	・届出 ※事業場自体が替わる場合は、変更の協議
(3) 県外産業廃棄物の種類、数量及び性状	・(種類の追加、数量の増加又は性状の変更の場合) 変更の協議 ・(種類の削除、数量の減少の場合) 手続なし
(4) 県外産業廃棄物の搬入期間	・(延長の場合) 変更の協議 ・(短縮の場合) 手続なし ・(搬入期間の繰上げ) 届出
(5) 県内処分業者の氏名及び住所	・届出 ※県内処分業者自体が替わる場合は、変更の協議
(6) 県外産業廃棄物の処分の方法及び当該処分を行う施設の設置場所	・(処分方法の変更の場合) 変更の協議 ・(施設の設置場所の変更の場合) 届出 ※施設自体が替わる場合は、変更の協議
(7) 県外産業廃棄物の運搬又は保管を行う者の氏名及び住所	・届出 ※運搬又は保管を行う者自体が替わる場合は届出(変更15日前まで)

- 変更の協議を行う場合には、施行規則様式第2号により、事業者は変更事前協議書を変更の30日前までに県に提出する。

(協議状況の確認)

第14条 産業廃棄物処分業者（法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。）

特別管理産業廃棄物処分業者（法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。）その他規則で定める者は、事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第12条第1項又は前条第1項の規定による協議の状況を確認しなければならない。

(協議状況を確認しなければならない者)

第12条 条例第14条の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 省令第8条の3第6号に掲げる者
- (2) 省令第10条の3第1号又は第10条の15第1号に規定する国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（省令第8条の19第11号の処分を行う者を除く。）
- (3) 省令第10条の3第4号及び第6号から第9号までに掲げる者
- (4) 省令第10条の15第3号に掲げる者

(協議状況の確認方法等)

第13条 条例第14条の規定による確認は、事業者から第8条の書面の写しの交付を受け、その記載事項を確認することにより行わなければならない。この場合において、当該確認を行った者は、当該書面の写しを、当該確認を行った日から5年間、当該確認の対象となった協議に係る県外産業廃棄物の処分が行われる事業場において保存しなければならない。

趣旨

- 県内処分業者は、県外産業廃棄物の処分を行う前に、事前協議の状況について確認する。
- 当該確認により、事業者に事前協議の確実な実施を促すこと及び事前協議における県の指導内容等を県内処分業者が把握することができる。

説明

●事前協議の状況の確認方法

- 県内処分業者は、事業者から協議結果の通知書の写しの交付を受け、当該通知書の写しにより協議内容を確認する。
- 事前協議が整わない場合には、未合意の事項に対する県の意見が通知書に記載されるので、県内処分業者は、その意見に配慮することが求められる。
- 県内処分業者は、通知書の写しを、確認を行った日から5年間、処分を行う事業場において保存する。

(搬入状況の報告)

第15条 第12条第1項又は第13条第1項の規定による協議を行った事業者は、当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(搬入状況の報告の期限等)

第14条 条例第15条の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の搬入の状況を記載した様式第5号による報告書を提出して行わなければならない。

趣旨

- 事業者は、県外産業廃棄物の搬入の状況について県に報告する。

説明

- 報告の方法

事前協議を行った事業者は、施行規則様式第5号により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の搬入の状況を県に報告する。

(勧告)

- 第16条** 知事は、第12条第1項に規定する事業者が、同項又は第13条第1項の規定による協議を行わずに県外産業廃棄物を県内において処分するため自ら又は他人に委託して県内に搬入したときは、当該事業者に対し、当該協議を行うことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、第12条第1項又は第13条第1項の規定による協議を行った県外産業廃棄物の搬入により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該搬入を行った事業者に対し、当該搬入を中止することその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

趣旨

- 県は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議を実施しない者、生活環境の保全上の問題がある県外産業廃棄物の搬入を行っている者等に対し、事前協議の実施、搬入の中止等を勧告することできる。

説明

●事前協議を実施しない者への勧告

事前協議は、県外廃棄物の搬入規制を目的としていないものの、その適正な処理の確保を目的としている。事前協議を実施しない場合、適正な処理が確保されるか不明であり、生活環境への影響も懸念されることから、勧告の手続をとることとなる。

Q & A

Q 県外産業廃棄物の搬入により生活環境に支障が生ずる場合には、県内処分業者に対して必要な指導をすべきであり、県外の事業者に勧告までする必要があるのか。

A 事業者は、その産業廃棄物の最終処分まで適正に処理されるよう必要な措置をとることが求められている（排出事業者責任）。仮に、県内処分業者の不適正な処理により周辺の生活環境に支障が生じた場合には、県内処分業者の責任はもちろんのこと、事業者もその是正の責任を負っていることから、事業者に対する勧告は必要なものである。また、県外の中間処理業者から搬入される場合においても、当該中間処理業者は、廃棄物の適正処理についての責任を有していることから、排出事業者と同様に勧告の対象となるものである。

第3節 産業廃棄物の処理状況の報告等

第17条 産業廃棄物処理業者（規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）は、規則で定めるところにより、受託した産業廃棄物の処理の状況について、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により報告された処理の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。
- 3 知事は、産業廃棄物処理業者が第1項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者に対し、期限を定めて、当該報告をすべきことを勧告することができる。

（処理状況を報告しなければならない産業廃棄物処理業者等）

第15条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者（法第14条第12項の産業廃棄物収集運搬業者をいい、許可を受けた事業の範囲に保管を含む者に限る。以下この条及び次条において同じ。）
 - (2) 産業廃棄物処分業者（法第14条第12項の産業廃棄物処分業者をいう。）
 - (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者（法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいい、許可を受けた事業の範囲に保管を含む者に限る。以下この条及び次条において同じ。）
 - (4) 特別管理産業廃棄物処分業者（法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物処分業者をいう。）
- 2 条例第17条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を提出して行わなければならない。
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の運搬状況 様式第6号
 - (2) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の処分状況 様式第7号

（報告された処理状況の公表事項等）

第16条 条例第17条第2項の規定による公表は、同条第1項の産業廃棄物処理業者に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 法第14条第1項若しくは第14条の4第1項の許可又は法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の許可に係る許可番号及び事業の範囲
 - (3) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあっては次に掲げる事項
 - ア 産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの保管が行われる施設への産業廃棄物の搬入量
 - イ 産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの保管が行われる施設からの産業廃棄物の搬出量
 - (4) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にあっては次に掲げる事項
 - ア 事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの産業廃棄物の受入量
 - イ 事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと、処分方法ごと及び月ごとの産業廃棄物の処分量
 - (5) その他知事が定める事項
- 2 条例第17条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

趣旨

- 産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理の状況について報告し、県がその報告の概要を公表することによって、産業廃棄物処理業者に業務の自主的な適正化・透明化を促すことが目的である。
- 公表される産業廃棄物処理業者の報告は、排出事業者が産業廃棄物の処理の委託先を選定するための情報としても活用できる。

説明

●報告の対象者

- 知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者のうち、収集運搬業者（保管有り）及び処分業者を対象とする。これらの産業廃棄物処理業者は、保管場所や処理施設を有しており、もしこれらの施設において過剰な搬入、保管等の不適正な処理が行われれば周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、処理の適正化・透明化を図る必要性が高いため、報告対象とした。
- 保管場所を有しない収集運搬業者については、条例による報告対象としないが、従来どおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づき、収集運搬実績報告書を提出する必要がある。

●報告対象となる産業廃棄物の処理の状況

- 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、施行規則様式第6号又は第7号により報告する。

○収集運搬業者（保管有り）の報告事項

- ・産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの保管場所への産業廃棄物の搬入量
- ・産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの保管場所からの産業廃棄物の搬出量 等

○処分業者の報告事項

- ・処理施設が存する事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの産業廃棄物の受入量
- ・処理施設が存する事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと、処分方法ごと及び月ごとの産業廃棄物の処分量 等

●報告の公表の方法

県は、報告の概要を県のホームページに掲載して公表する。

●未報告者に対する対応

県は、まず督促を行うが、それでも報告をしない者に対しては勧告の手続きをとることとなる。

第4節 土地所有者等の講ずべき措置

(所有地等の使用方法等の確認)

第18条 土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が搬入され、又は長期に保管されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、あらかじめその使用の方法を確認するとともに、定期的にその使用の状況を確認しなければならない。

趣旨

- 悪質な業者が、第三者の土地で産業廃棄物の不適正な処理を行い、必要な措置が取られずに廃棄物が放置されてしまう場合がある。このような事案が発生する背景として、一部の土地所有者が使用目的や使用方法を十分に確認せずに土地を安易に貸してしまうことがあげられる。
- 法では土地所有者等の土地の清潔保持義務を規定しているが、その義務の内容が必ずしも明確ではなく、また、土地所有者等の土地の適正管理に係る責任の認識が十分とは言えない面もある。
- 本条は、土地所有者等に対して事前に使用方法を、使用開始後もその使用状況を十分に確認することを求ることにより、不適正処理の発生を未然に防止するとともに、不適正処理の拡大を防止することを目的とする。

説明

- 産業廃棄物の搬入が予想される場合

産業廃棄物の搬入等が予想されるときとは、明らかに産業廃棄物が搬入される場合に加え、これまでの例からすると、リサイクル原料であるプラスチック等を一時置かせてほしい、残土捨て場として使わせてほしい等の申し出があった場合などが挙げられる。

Q & A

- Q 事前の使用方法の確認とは、具体的にはどのような方法でどのような事項を確認すればよいのか。
- A 相手方から、口頭だけでなく書面で使用の目的、方法、期間等を明らかにさせることが肝要である。また、搬入されるものをどこから持つて来るのか、どんな性状をしているのか等についても明確にしておく。

(産業廃棄物の不適正な処理が行われた場合の措置)

第19条 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

趣旨

●本条は、土地所有者等に対し、その土地で不適正処理が行われた場合に必要な措置の実施や県への報告を義務付けることにより、不適正処理の拡大を防止することを目的とする。

説明

●必要な措置

生活環境の支障の除去等の必要な措置とは、被害の拡大を防ぐため、搬入口の閉鎖、使用者に対する是正の要求、廃棄物の飛散等を防止するためのビニールシートの設置等が挙げられる。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前の手続等

(事業計画書の提出等)

- 第20条** 産業廃棄物処理施設等の設置(現に産業廃棄物処理施設等に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに産業廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含む。第27条において同じ。)又は処理能力(当該産業廃棄物処理施設等が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量とする。以下この項において同じ。)の変更であって規則で定めるものその他の規則で定める変更(以下「設置等」という。)をしようとする者(以下「処理施設設置予定者等」という。)は、規則で定める時までに、規則で定めるところにより、当該設置等の事業に係る次の事項を記載した書面(以下「事業計画書」という。)を知事に提出するとともに、次条、第23条第1項及び第2項並びに第24条に規定する手続を終えなければならない。
- (1) 処理施設設置予定者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の種類
 - (3) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
 - (4) 産業廃棄物処理施設等の設置場所
 - (5) 産業廃棄物処理施設等の処理能力
 - (6) 生活環境の保全のための措置
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による事業計画書の提出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨その他規則で定める事項を公告するとともに、当該事業計画書を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、その写しを関係市町(産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域として規則で定める地域(以下「関係地域」という。)を管轄する市又は町をいう。以下同じ。)の長に送付するものとする。

(事前の手続を行わなければならない変更)

- 第17条** 条例第20条第1項の規則で定める処理能力の変更は、産業廃棄物処理施設にあっては処理能力の、肥料飼料製造処理施設にあっては肥料飼料製造処理能力の10パーセント以上の増大に係る変更を行うものであって、生活環境に及ぼす影響が増加するものとする。

- 2 条例第20条第1項の規則で定める変更は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類の変更(産業廃棄物の種類の減少(新たな種類の産業廃棄物を加える場合を除く。)を除く。)を行う場合であって、産業廃棄物処理施設にあっては法第15条の2の6第1項の規定による変更許可を要するもののうち、生活環境に及ぼす影響が増加するもの、肥料飼料製造処理施設にあっては生活環境に及ぼす影響が増加するもの
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

(事前の手続の終了期限)

- 第18条** 条例第20条第1項の規則で定める時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置及び変更 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請をする時
- (2) 肥料飼料製造処理施設の設置(現に肥料飼料製造処理施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに肥料飼料製造処理施設に該当することとなる場合を除く。) 肥料飼料製造処理施設の建設に着手する時
- (3) 肥料飼料製造処理施設の設置(現に肥料飼料製造処理施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が

新たに肥料飼料製造処理施設に該当することとなる場合に限る。) 次に定める時

ア 当該処理施設の設備若しくは構造の変更又は位置の変更(以下「改修」という。)を行う場合にあっては、当該改修に着手する時

イ 当該処理施設の改修を行わない場合であって、当該設置に係る法第14条第6項又は第14条の2第1項の許可の申請を行う場合にあっては当該申請を行う時、これらの申請を行わない場合にあっては当該処理施設が肥料飼料製造処理施設に該当することとなる変更を行う時

(4) 肥料飼料製造処理施設の変更 次に定める時

ア 当該処理施設の改修を行う場合にあっては、当該改修に着手する時

イ 当該処理施設の改修を行わない場合であって、当該変更に係る法第14条の2第1項の許可の申請を行う場合にあっては当該申請を行う時、当該変更に係る同項の許可の申請を行わない場合にあっては当該変更を行う時

(事業計画書の提出方法等)

第19条 条例第20条第1項の規定による事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設等を設置する場合にあっては様式第8号により、産業廃棄物処理施設等を変更する場合にあっては様式第9号により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置場所を示す地形図
- (2) 産業廃棄物処理施設等の付近の見取図
- (3) 産業廃棄物処理施設等への搬入経路を示す図
- (4) 産業廃棄物処理施設等の平面図、立面図又は断面図及び構造図
- (5) 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (6) 最終処分場であって浸出液処理設備を設置する場合にあっては、当該設備の位置を示す図面、構造図及び処理工程図並びに設計計算書
- (7) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図
- (8) 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類

3 条例第20条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項
 - (3) 産業廃棄物処理施設等の使用の開始の予定期限
- (事業計画書に係る公告の方法等)

第20条 条例第20条第2項の規定による公告は、県公報に登載することにより行うものとする。

2 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- (2) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
(関係地域)

第21条 条例第20条第3項の規則で定める地域は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地(以下「計画地」という。)及びその隣接地
- (2) 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)の区域
- (3) 計画地の隣接地を含む自治会等の区域
- (4) 第19条第2項第8号の調査において、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域

趣旨

●本条から第26条までは、産業廃棄物の処理施設の設置や変更を行う際に事前に周辺住民

に対して十分な情報提供を行うことにより、周辺住民とのトラブルを回避し、円滑な設置やその後の施設運営を図るため、住民説明会等の事前の手続（以下「事前手続」という。）について規定したものである。この規定は、処理施設の設置等の計画を周辺住民に周知することを目的としたものであり、処理施設の設置計画の実現性や法的妥当性等について審査する法第15条の規定や、当該審査の申請前に申請内容の適切さについて事前に協議を行う静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱の規定とは、趣旨が異なる。

- 本条においては、設置者が事前手続を行う義務について規定するとともに、当該手続の端緒となる事業計画書の提出について規定している。

説明

- 事前手続の対象となる産業廃棄物の処理施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）は以下の施設であり、これら施設の設置又は変更を行う者は事前手続を行う。
 - 法第15条の規定による許可が必要な処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - 肥料飼料製造処理施設（施行規則第2条参照）
- 産業廃棄物処理施設等の設置とは以下に掲げるものをいう。
 - 産業廃棄物処理施設等に該当する施設が新規に建設されること。
 - 現に産業廃棄物処理施設等に該当しない施設が、①処理能力の変更、②処理する産業廃棄物の種類の変更、③自社処理のみを行っていた肥料飼料製造処理施設を新たに産業廃棄物処分業の用に供すること等により、新たに産業廃棄物処理施設等に該当する施設になること。
- 産業廃棄物処理施設等の変更とは、生活環境に及ぼす影響が増加するものであって、以下に掲げるものをいう。
 - 産業廃棄物の処理能力の10%以上の増大
 - 処理する産業廃棄物の種類の変更（産業廃棄物処理施設の場合、法第15条の2の6に規定する変更許可を要するものに限る。）
 - 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更
- 「事業計画書」の提出
 - 産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をする者は事業計画書（施行規則様式第8号又は第9号）を県に提出する。
 - 事業計画書の記載事項は、条例第20条第1項第1号から第6号までに掲げるもの及び施行規則第19条第3項に掲げるものである。
 - 事業計画書には施行規則第19条第2項に掲げる書類及び図面を添付する。
- 生活環境に及ぼす影響についての調査
 - 事業計画の住民周知においては、施設の設置等に伴う生活環境への影響についての情報提供が特に重要である。このため、設置者は、施設設置に伴う生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」）を実施し、その結果を記載した書類を事業

計画書に添付して提出する。

○産業廃棄物処理施設の設置許可又は変更許可の申請の際しては、法により生活環境影響調査の結果を記載した書類の提出を求められており、従来、この調査は当該申請の前までに実施されてきた。しかし、本条例により、この調査を事業計画書の提出の前までに実施することが必要となる。

○肥料飼料製造処理施設については、これまで生活環境影響調査の実施について法により義務付けられておらず、設置等をしようとする者にとって新たな負担となるが、産業廃棄物処理施設と同じく、施設の設置等に伴う生活環境への影響とその対策について設置者が周辺住民等に説明する責務があり、事業計画書提出の前までに当該調査を実施することが必要となる。

●事前手続を完了する期限

○産業廃棄物処理施設にあっては、法に基づく申請を行う時まで

○肥料飼料製造処理施設にあっては、建設又は改修等の工事を行う場合には当該工事に着手する時まで、それ以外の場合には法に基づく申請を行う時まで等

●「事業計画書」の公告及び縦覧

○県は、事業計画書の提出を受けたときは、その概要を県公報に登載して公告する。

○事業計画書を公告の日の翌日から1月間、県庁及び産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する健康福祉センターにおいて縦覧する。

●「関係地域」とは次の地域をいう（施行規則第21条参照）。

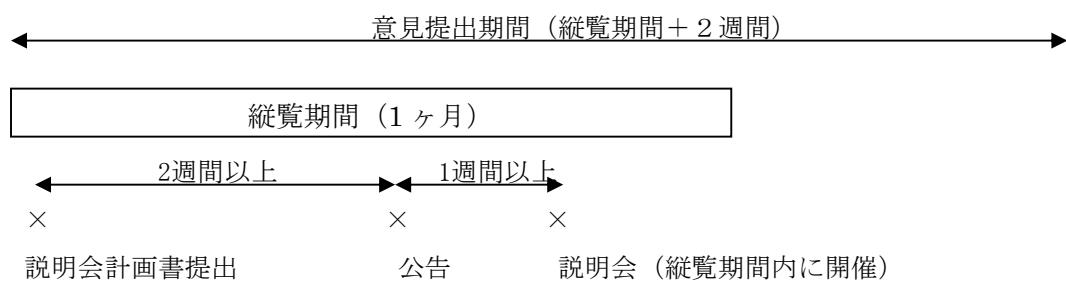
○産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の土地（以下「計画地」という。）及びその隣接地

○計画地を含む自治会又は町内会（以下「自治会等」という。）の地域

○計画地に隣接する自治会等の地域

○周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査において、その影響が及ぶ範囲であると認められる地域

図：事前手続のタイムスケジュール（第 20 条、第 21 条及び第 22 条）



Q & A

Q 「静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき実施する事前協議は、条例の施行によりどのようになるのか。

A 当該事前協議は、処理施設の設置計画の実現性や法的妥当性等について審査し、法に基づく申請が、適切な内容であることの確認を目的としたものであり、設置計画の周辺住民への周知を眼目とした条例とは趣旨が大きく異なることから、条例施行後も、事前協議は継続することとしている。また、当該事前協議の対象は PCB 廃棄物処理施設、焼却施設、最終処分場の 3 種であったが、条例施行後は、条例対象施設のすべてを対象とする。実現性に大きな疑問があるような計画が条例の事前手続により公表され、いたずらに混乱を招くことがないよう、条例対象施設のすべてについてその計画の実現性やおおまかな法的妥当性を事前にチェックしておくことが必要である。

Q & A

Q 肥料飼料製造処理施設を条例の対象に含めた理由は何か。

A 肥料飼料製造処理施設は、産業廃棄物を利用したリサイクル施設ではあるものの、これまで悪臭等を原因として、周辺住民との間でトラブルを引き起こす事例が見受けられた。このため、肥料飼料製造処理施設の設置について法に基づく申請の必要はないものの、条例においては対象施設に含め、住民への設置計画の周知を通じ、住民の不安等の解消を図るものである。

(説明会の開催等)

- 第21条** 前条第1項の規定により事業計画書を提出した者（以下「事業計画書提出者」という。）は、規則で定めるところにより、関係地域内において、関係住民（関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該事業計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下単に「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 事業計画書提出者は、前項の規定により説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 3 事業計画書提出者は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、説明会の開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 4 事業計画書提出者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、その実施の状況について、速やかに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- 5 事業計画書提出者は、規則で定める理由により、第2項の規定により公告した説明会を開催することができない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業計画書提出者は、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、事業計画書の記載事項を関係住民に周知させなければならない。

(説明会の開催方法等)

- 第22条** 条例第21条第1項の説明会は、条例第20条第2項に規定する縦覧の期間内に開催しなければならない。

- 2 条例第21条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。
- (1) 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
 - (2) 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
 - (3) 産業廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第8項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）において、水利権を有する者
- 3 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業計画書提出者が必要と認める場合には、関係地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。
- 4 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画書の内容を平易に記載した書類及び図面を配布の上、事業計画書の内容を十分に説明し、及び参加した者の質問に誠実に答えるよう努めなければならない。
- （説明会の開催に係る公告の方法等）

- 第23条** 条例第21条第2項の規定による公告は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならぬ。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - (2) その他知事が適当と認める方法
- 2 条例第21条第2項の規則で定める事項は、条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。
- （説明会の開催に係る書面の提出期限等）

- 第24条** 条例第21条第3項の規定による書面の提出は、同条第2項の規定による公告の日の2週間前までに、様式第10号により行わなければならない。

- 2 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

- (2) 説明会の開催を予定する場所の収容定員
- (3) 説明会の開催を予定する日時及び場所の選定理由
- (4) 事業計画書提出者側の出席者及び説明内容その他の具体的な開催計画
- (5) 関係地域
- (6) 条例第21条第2項の規定による公告の方法
(説明会の実施状況の報告)

第25条 条例第21条第4項の規定による報告は、様式第11号による報告書を提出して行わなければならぬ。
い。

(説明会を開催することができない理由)

第26条 条例第21条第5項の規則で定める理由は、天災、交通の途絶その他の事業計画書提出者の責めに帰することができない理由とする。

(説明会を開催することができない旨の届出等)

第27条 条例第21条第5項の規定による届出は、様式第12号による届出書を提出して行わなければならぬ。
い。

2 条例第21条第5項の規定による周知は、知事が適当と認める方法により行わなければならない。

趣旨

●事業計画書を提出した者（以下「事業計画書提出者」という。）が、事業計画の内容を周辺住民に直接説明する説明会を開催する。

説明

●説明会の参加対象となる周辺住民は、条例第21条第1項の関係住民であり、以下のとおりである。

- 関係地域内に住所を有する者
- 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
- 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
- 産業廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域において水利権を有する者

●説明会の開催日、時間及び場所

- 事業計画書提出者は、説明会を条例第20条第2項に規定する縦覧の期間内に開催する。
- 説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定める。
- 原則として関係地域内において開催するが、関係地域内に適当な場所がない場合には関係地域外において開催することが可能である。また、関係地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催する。

●説明会の開催についての公告

- 事業計画書提出者は、説明会の日時、場所等について、説明会開催の1週間前までに公告する。

○公告は、日刊新聞紙への掲載、その他県が認める方法により、関係地域内において行う。

●説明会の日時等を記載した書面（以下「説明会計画書」という。）

○事業計画書提出者は、施行規則様式第10号により、説明会計画書を、説明会の開催についての公告の日の2週間前までに県に提出する。

○説明会計画書の記載事項は施行規則第24条第2項のとおりである。

○説明会計画書には、説明会の当日に配布する予定の資料並びに説明会の開催を予定する場所及び関係地域を示す地図を添付する。

●説明会の報告

事業計画書提出者は、説明会を開催したときは、施行規則様式第11号により、その実施の状況について県に報告する。

●説明会を開催することができない場合

天災、交通の途絶その他の事業計画書提出者の責めに帰すことができない理由により説明会を開催できないときは、当該説明会の開催を要しない。この場合、事業計画書提出者は施行規則様式第12号により速やかに県に届け出るとともに、知事が認める方法により関係住民に事業計画書の内容を周知させる。

Q & A

Q 説明会は最低何回開催する必要があるのか。

A 説明会は、少なくとも1回は開催する必要がある。それ以上開催するかどうかは、基本的に事業計画書提出者が、判断することとなる。

(意見書の提出等)

第22条 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、第20条第2項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間の満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

2 知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見を取りまとめ、事業計画書提出者に送付するものとする。

(意見書の記載事項)

第28条 条例第22条第1項の意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (2) 事業計画書提出者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに産業廃棄物処理施設等の種類及び設置場所

趣旨

●説明会の開催等を受けて、関係住民等が事業計画書の内容について生活環境の保全上の見地からの意見を述べる機会を設ける。

説明

- 意見書を提出できる者は、生活環境の保全上の見地からの意見を有する者であり、関係住民に限定されない。
- 意見書に記載する意見は生活環境保全上の見地からのものに限定される。
- 意見書の県への提出について
 - 県が意見の内容について照会することが考えられるため、意見書には意見を提出する者の氏名等を記載する。
 - 県は、提出された意見書のうち、意見の部分のみを取りまとめ、事業計画書提出者に送付する。

Q & A

Q 生活環境の保全上の見地からではない意見は、どのように取り扱われるのか。

A 明らかに生活環境の保全上の見地からの意見とは認められないものについては、意見として扱わない。ただし、生活環境の保全上の見地からとみなすことができる部分がある意見については、趣旨を意見書の提出者に確認の上、できるだけ条例の規定に合致した意見として扱うようとする。

(見解書の作成等)

- 第23条** 事業計画書提出者は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見について、その概要及び事業計画書提出者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成しなければならない。
- 2 事業計画書提出者は、前項の規定により見解書を作成したときは、速やかに、当該見解書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による見解書の提出があったときは、当該見解書を公表するものとする。

趣旨

- 意見書に記載された意見に対し、事業計画書提出者がその見解を取りまとめて見解書を作成し、それを公表することにより、関係住民の事業計画に対する理解を促進することを目的とする。

説明

- 事業計画書提出者は、意見書に記載された意見に対する見解を取りまとめ、見解書を作成し、県に提出する。
- 県は、事業計画書提出者から提出された見解書を公表するが、その方法は県のホームページへの掲載等による。
- 見解書の内容に不備がある場合、県は事業計画書提出者に対して、見解書の修正を指導する。その指導に正当な理由もなく従わない場合については、見解書の修正を行うよう勧告することとなる。

Q & A

Q 見解書の内容に不満がある場合、住民が再度意見書を提出する機会を設けるべきではないか。

A 住民にとって不満がまったくない内容の見解書を作成するには、何度も意見書の提出と見解書の作成を繰り返さなければならないと予想され、また、そのような見解書の内容を実現することは、施設設置者にとって過度の負担となることも十分考えられる。このため、見解書の内容に不満がある者がいることのみをもって再度意見書の提出を行うことは適当とはいえない。ただし、見解書の内容に不備がある場合には、適切な内容とするよう指導していくこととなる。

(事業計画書の記載事項の変更)

第24条 事業計画書提出者は、第20条第1項の規定により事業計画書を提出した時から同項の規則で定める時までの間に、事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 第20条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、前項の規定による変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(事業計画書の記載事項の変更に係る書面の提出)

第29条 条例第24条第1項の規定による書面の提出は、様式第13号により行わなければならない。

2 条例第24条第1項の書面には、第19条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(公告等を要しない軽微な変更)

第30条 条例第24条第2項の規則で定める軽微な変更は、第17条に規定する変更以外の変更とする。

趣旨

●事業計画書提出者が、事前手続を完了するまでの間に事業計画書の記載事項を変更しようとする場合の手続について規定する。

説明

●事業計画書提出者が、事前手続を完了するまでの間に事業計画書の記載事項を変更しようとする場合は、以下の手続を行う。

- 施行規則様式第13号により、変更した事業計画書を県に提出する。
- 説明会の開催などの事前手続を再度実施する（軽微な変更（施行規則第17条に規定する変更以外の変更）の場合を除く。）。

Q & A

Q 関係住民等からの意見により事業計画の内容を修正する場合でも、説明会等の事前手続を再度実施する必要があるのか。

A 関係住民等からの意見は生活環境に関するものであり、その意見に基づいて行う変更のほとんどは、生活環境の保全に資するもの又は生活環境への影響を減少する変更であると考えられる。そのような変更は軽微な変更に該当し、再度手続を実施する必要はない。

(事業計画の廃止)

第25条 事業計画書提出者は、第20条第1項の規定により事業計画書を提出した時から同項の規則で定める時までの間に、当該事業計画書に係る事業の計画を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより公告するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(事業計画の廃止に係る書面の提出等)

第31条 条例第25条第1項の規定による書面の提出は、様式第14号により行わなければならない。

2 条例第25条第2項の規定による公告は、県公報に登載することにより行うものとする。

趣旨

●事業計画書提出者が産業廃棄物処理施設等の設置等の計画を廃止したときの手続について規定する。

説明

●事業計画書提出者は、事業計画書に係る産業廃棄物処理施設等の設置等の計画を廃止するときは、施行規則様式第14号により、届出書を県に提出する。

●県は、当該届出書が提出されたときは、関係市長にその写しを送付して通知するとともに、県公報に登載して公告する。

(勧告)

第26条 知事は、処理施設設置予定者等が第20条第1項の規定（事業計画書の提出に係る部分に限る。）を遵守していないと認めるとき、又は事業計画書提出者が第21条（第24条第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項若しくは第2項（第24条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第24条第1項の規定を遵守していないと認めるときは、当該処理施設設置予定者等又は当該事業計画書提出者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第20条第1項の規定による事業計画書の提出を行わずに産業廃棄物処理施設等の設置等をした者に対し、事業計画書を提出することその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

趣旨

●事業計画書提出者等が、条例に規定されている手続を実施しない等の場合に、必要な措置を講ずべきことを県が勧告できることについて規定する。

説明

●勧告としては、次の2つの場合がある。

- ①処理施設を設置しようとする者が、事業計画書を提出せずに、事業の進捗を図っている場合には、事業計画書を提出することを内容とする勧告を行うこととなる。
- ②事業計画書を出した者が、条例で定められた説明会の開催、見解書の作成等の手続を適切に実施していない場合には、それらの手続を実施することを内容とする勧告を行うこととなる。

(協定等の締結)

第27条 産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、関係市町の長又は関係住民から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定等の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。

趣旨

- 関係住民等の不安を軽減するとともに、処理施設の運営に起因する問題が将来発生することを防ぐため、産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者（以下「施設設置者」という。）が生活環境の保全に関する協定の締結に積極的に取り組むように促す。

説明

- 協定は、あくまでも住民と施設設置者の任意の合意に基づくものである。
- 協定に盛り込まれる事項としては、①操業時間、取り扱う廃棄物の種類、量等の施設の運営の基本的事項、②騒音、悪臭等の定期的な検査の実施と検査結果の公表、③住民による施設の視察の実施などが挙げられる。

Q & A

Q 施設設置者が協定を締結しない場合にどのような不利益があるのか。

A 条例上の不利益はないが、協定が締結されないということは、多くの場合、住民と施設設置者との間で何らかのトラブルを抱えており、住民にとっても、施設設置者にとっても適切な状態とは言えない。

第4章 雜則

(勧告等の公表)

第28条 知事は、第11条第2項、第16条、第17条第3項又は第26条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないとき、又は第17条第1項の規定による報告をする者が虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第3節の規定の例により、当該勧告を受けた者又は当該虚偽の報告をした者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

趣旨

- 正当な理由がなく条例に基づく勧告に従わない者に対して社会的な制裁を課すことにより義務の履行を確保するとともに、事業者や周辺住民等に対して情報の提供を行うことにより不測の損害を防止するため、県が勧告したことや虚偽の報告があったことについて公表する。
- 公表により、その対象となる者に予期しない損害を与えるおそれもあることから、公表を行うかどうかの判断を慎重に行うため、対象となる者に対して事前に弁明の機会を付与する。

説明

- 勧告等に係る公表の内容は、勧告を受けた者や虚偽の報告を行った者の氏名、所在地、勧告の内容などである。

(命令等の公表)

第29条 知事は、法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発（以下「命令等」という。）を行ったときは、当該命令等の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

(命令等について公表する事項)

第32条 条例第29条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令等を行った理由

趣旨

●産業廃棄物処理業者等に対する行政処分等の情報を公開することにより、産業廃棄物の不適正な処理の拡大防止を図る。

説明

●公表される事項は、行政処分や告発を受けた者の氏名や名称、所在地、行政処分等の内容、行政処分等を行った理由などである。

(報告の徴収)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物（以下「産業廃棄物等」という。）の収集、運搬若しくは処分を業とする者、産業廃棄物処理施設等の設置者、事業計画書提出者又は土地所有者等に対し、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

趣旨

- 条例の施行に必要な限度において、県が事業者等から産業廃棄物の処理等に関する事項について報告を求めることができるとする規定である。法においても同様の規定がある。

説明

- 報告を求められる者及び求められる場合の例

①事業者

- ・委託先の不適正な処理を知ったにもかかわらず必要な措置を講じていない疑いがある場合（条例第11条第1項参照）
- ・事前協議を行わずに県外産業廃棄物を県内に搬入した疑いがある場合（条例第12条第1項又は第13条第1項参照）

②処理業者

産業廃棄物の処理状況の報告の内容に虚偽の疑いがある場合（条例第17条第1項参照）

③施設設置者

事前手続を行わずに産業廃棄物処理施設の設置等をした疑いがある場合（条例第20条～第26条参照）

④産業廃棄物処理施設の事業計画書提出者

事前手続を適切に実施していない疑いがある場合（条例第21条～第26条参照）

⑤土地所有者等

その土地において行われた不適正な処理に対する必要な措置について疑義がある場合（条例第19条参照）

- 本条に基づく報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合、罰則（条例第34条参照）の対象となる。

(立入検査)

- 第31条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物処理施設等の設置がされた土地若しくは建物若しくは産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地に立ち入り、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

- 第33条** 条例第31条第2項の証明書の様式は、様式第15号によるものとする。

趣旨

- 条例の施行に必要な限度において、県はその職員に土地、建物等に立ち入らせ、物件の検査又は産業廃棄物等の収去をさせることができるとする規定である。法においても同様の規定がある。

説明

- 立入検査の対象となる場所及び立入調査を行う場合の例
- ①事業者の事務所若しくは事業場
委託先の実地確認の状況について確認する必要がある場合（条例第10条参照）
 - ②産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場
事前協議の内容とは異なった県外産業廃棄物の処理をした疑いがある場合（条例第12条、第13条及び第14条参照）
産業廃棄物の処理状況の報告の内容に虚偽の疑いがある場合（条例第17条第1項参照）
 - ③産業廃棄物処理施設等の設置がされた土地若しくは建物
事前手続を適切に実施していない疑いがある場合（条例第21条～第26条参照）
 - ④産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地
必要な措置についての実施状況を確認する場合（条例第19条参照）
- 本条に基づく検査又は収去を拒否、妨害又は忌避した場合、罰則（条例第34条参照）の対象となる。

Q & A

Q 廃棄物処理法でも同様の規定を置いているが、条例で規定する必要があるのか。

A 廃棄物処理法においても、報告の徴収及び立入検査に係る規定を置いているが、廃棄物処理法では、「法を施行する範囲で」と規定されており、条例の規定に関わることでの立入検査等はできない。このため、条例においても同趣旨の規定を置いたものである。

(適用除外)

第32条 この条例の規定は、静岡市及び浜松市の区域には適用しない。

趣旨

●法において県と同等の権限を有し、それぞれ管轄する区域において産業廃棄物に係る事務を担っている静岡市及び浜松市については、条例は適用されない。

説明

●本社が両市の区域に設置されていたとしても、支店等の事業場が両市を除く静岡県内の区域に存する場合には、当該事業場は条例の対象となる。

(委任)

第33条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨

- 「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則」を制定し、条例と併せて施行する。

(書面の提出部数及び提出先)

第34条 条例の規定により知事に提出する別表第1及び別表第2の左欄に掲げる書面（当該書面に添付する書類及び図面を含む。次項において同じ。）の提出部数は、それぞれ別表第1及び別表第2の右欄に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは、提出部数を変更することができる。

2 別表第1の左欄に掲げる書面の提出先は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

●施行規則別表第1及び別表第2

別表第1 (第34条関係)

書面	提出先	提出部数
様式第1号 県外産業廃棄物搬入処分協議書	県外産業廃棄物の処分が行われる施設の設置場所を静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。）第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「管轄健康福祉センター所長」という。）	正本1部及び副本1部
様式第2号 県外産業廃棄物搬入処分変更協議書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
様式第3号 県外産業廃棄物搬入期間開始日線上届出書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
様式第4号 県外産業廃棄物搬入処分変更届出書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
様式第5号 県外産業廃棄物搬入状況報告書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
産業廃棄物 様式第6号 特別管理産業廃棄物運搬状況報告書	産業廃棄物の保管が行われる施設のうち主たるものとの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長	正本1部及び副本1部
産業廃棄物 様式第7号 特別管理産業廃棄物処分状況報告書	産業廃棄物の処分が行われる施設のうち主たるものとの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長	正本1部及び副本1部

別表第2(第34条関係)

書面	提出部数
様式第8号 事業計画書（設置）	正本1部及び副本5部
様式第9号 事業計画書（変更）	正本1部及び副本5部
様式第10号 説明会開催計画書	正本1部及び副本2部
様式第11号 説明会開催報告書	正本1部及び副本2部
様式第12号 説明会開催不能届出書	正本1部及び副本2部
条例第23条第1項の見解書	正本1部及び副本2部
様式第13号 事業計画書記載事項変更書	正本1部及び副本5部
様式第14号 事業計画廃止書	正本1部及び副本2部

第5章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

趣旨

●条例における罰則を規定するものである。

説明

●報告徴収及び立入検査についてのみ罰則を規定する理由

報告徴収及び立入検査は、問題となった事案を調査するに当たり、その事実確認等を行うための手段である。これらが効果的に機能しないと、生活環境への支障の程度等が明らかにならなかったり、その後の手続の実施が困難になったりする場合があることから、罰則によりその実効性を担保したものである。

(参考)報告徴収規定違反、立入検査規定違反の罰則の状況（平成27年3月現在）

1 法

第30条 30万円以下の罰金

2 各県の条例の罰金

30万円以下の罰金	11県
20万円以下の罰金	5県
10万円以下の罰金	1県
5万円以下の過料	2県

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

趣旨

- 第34条の罰則は、法人の代表者、従業者等の個人が違反した場合、当該個人に加えてその者が属する法人等も罰することを規定する。法においても同様の規定がある。

附 則

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に静岡県県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成2年静岡県告示第899号）の規定により行われた協議その他の行為は、この条例の相当規定により行われた協議その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に知事に対して法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可の申請がされている産業廃棄物処理施設の当該申請に係る設置等については、第20条から第26条までの規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

趣旨

- 本条例の施行日等を定めたものである。

説明

●第2項

条例の施行前に静岡県県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づいて行った県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議は、平成19年10月1日に条例が施行された際には条例の規定に基づいて行われた事前協議とみなされるため、改めて事前協議を実施することを要しない。

●第3項

産業廃棄物処理施設の設置等については、平成19年10月1日の条例の施行までに法に基づく許可申請又は変更許可申請をしていれば、条例第20条から第27条までに規定する事前手続を実施することを要しない。

産業廃棄物処理の委託先の実地確認におけるチェックシート例

平成 27 年 2 月

廃棄物リサイクル課

●このチェックシート例について

- 「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（以下「条例」という。）では、産業廃棄物を委託して処理する事業者に対し、その委託先の積替え保管又は中間処理若しくは最終処分の施設を実地に確認することを求めています（条例第 10 条）。
- 条例では、事業者が実地確認において確認すべき項目を詳細に規定していません。事業者には、法に規定される基準等を踏まえ、実地確認において確認する項目を独自に定めて実地確認を行ってください。
- このチェックシート例は、事業者が実地確認において確認する項目を検討する際に参考となるように、確認する項目の主な例をまとめ、作成したものです。チェックシート例に記載されている項目に、必要な事項を追加したり（例：整理整頓・清潔等の管理、経営倫理や方針、社員教育等）、修正を加えたりして、活用してください。
- チェックシート例では、「優良」、「良」、「要改善」の 3 段階評価の形式がとられていますが、この形式も一例に過ぎません。事業者は、独自に評価の形式を定めて、実地確認をした処理業者が委託先として適当か否かを判断してください。

チェックシート例

実地確認の実施年月日	
実地確認先	事業者名
	事業場名（施設名）及び住所
	対応者（役職及び氏名）
実地確認を行った者	

実地確認の結果の評価 (委託契約の適否等)	
--------------------------	--

A 共通項目

1 処理業者の許可状況	評価
(1) 委託する処理（運搬又は中間処理若しくは最終処分）の許可を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 処理を委託する産業廃棄物が許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 処理を委託する期間が許可期限内か。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 書面の保存状況（委託契約後の実地確認の場合）	
(1) 帳簿*について ①整備されているか。 ②委託した処理は適切に記載されているか。 ※ 廃棄物処理法により、産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物の処理について記載し、保存するよう義務付けられています。廃棄物処理法施行規則第10条の8及び第10条の21に、帳簿の記載事項が規定されています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) マニフェストは適切に記載され、保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ()
(3) 委託契約書は適切に保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか。）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ()

B 収集運搬業の積替え保管施設

1 積替え保管施設の状況	評価
(1) 積替施設は、周囲に囲いが設けられ、かつ、積替えの場所であることについて表示されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(2) 保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 保管施設であることについて必要な事項※を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 ※ 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、(屋外で容器を用いない場合)最大積上高さ、保管上限	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置が講じられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 石綿含有産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

2 積替え保管施設における産業廃棄物の処理の状況	評価
(1) 保管されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置が取られているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

B 処分業の処理施設

●中間処理施設

1 処理施設の状況	評価
(1) 廃棄物処理法施行令第7条に規定される処理施設の場合、必要な設置許可を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 産業廃棄物の飛散、流出及び地下への浸透を防止するための必要な措置が取られている施設か（保管施設を含む。）。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭、騒音及び振動等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 排水を放流する場合は、必要な排水処理設備を設けているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 産業廃棄物の保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 産業廃棄物の保管施設は、必要な事項※を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 ※ 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、（屋外で容器を用いない場合）最大積上高さ、保管上限	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 産業廃棄物の保管施設は、保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) 石綿含有産業廃棄物※又は特別管理産業廃棄物の保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。 ※ 石綿含有産業廃棄物の中間処理の方法は、環境大臣が定める方法（溶融等）により行うこととされています（廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号二(2)）。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

2 処理施設における産業廃棄物の処理の状況	評価
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) 産業廃棄物の保管施設には、ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(10) 委託先が中間処理した後の産業廃棄物を委託して処理している場合、この中間処理後の産業廃棄物の適正な処理を確認しているか。 (委託先が中間処理した後の物を有価物として使用又は販売している場合、この中間処理後の物の適正な使用又は販売を確認しているか。)	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

●最終処分場

1 処分場の状況	評価
(1) 最終処分場の設置許可を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

(3) 産業廃棄物の飛散、流出を防止するための必要な措置が取られている施設か。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 最終処分場の入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がされているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがある場合、必要な設備の設置等の措置を講じているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

2 処分場における産業廃棄物の処理の状況	評価
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 最終処分場の残存容量は十分か。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 悪臭等により生活環境の保全上支障を生じていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 安定型最終処分場にあっては、安定型産業廃棄物以外が混入して処分されていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 浸出液は適正に処理されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 産業廃棄物の種類ごとに埋立基準（廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号ヘからムまで及び第6条の5第1項第3号ニからツまでに掲げられる基準）に合った処分をしているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

分析項目一覧

分析項目 \ 廃棄物の種類	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい	廃酸・廃アルカリ	廃油
水素イオン濃度指数	○				○	
アルキル水銀化合物	△* 1		△* 1	△* 1	△* 1	
水銀又はその化合物	○		○	○	△* 2	
P C B	△* 2				△* 2	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	△* 2	
鉛又はその化合物	○	○	○	○	△* 2	
有機燐化合物	△* 2				△* 2	
六価クロム化合物	○	○	○	○	△* 2	
砒素又はその化合物	○	○	○	○	△* 2	
シアノ化合物	○				△* 2	
トリクロロエチレン	△* 2				△* 2	
テトラクロロエチレン	△* 2				△* 2	
ジクロロメタン	△* 2				△* 2	
四塩化炭素	△* 2				△* 2	
1,2-ジクロロエタン	△* 2				△* 2	
1,1-ジクロロエチレン	△* 2				△* 2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	△* 2				△* 2	
1,1,1-トリクロロエタン	△* 2				△* 2	
1,1,2-トリクロロエタン	△* 2				△* 2	
1,3-ジクロロプロペン	△* 2				△* 2	
チラウム	△* 2				△* 2	
シマジン	△* 2				△* 2	
チオベンカルブ	△* 2				△* 2	
ベンゼン	△* 2				△* 2	
セレン又はその化合物	△* 2	△* 2	△* 2	○	△* 2	
1,4-ジオキサン	△* 2		△* 2		△* 2	
ダイオキシン類	△* 3	△* 4	△* 4			
含水率	○					
熱しやく減量		○				
油分	○					
引火点						○

- 1 政令第2条第13号に規定する廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱う。
- 2 ○印は必ず実施すべき分析項目を示す。
- 3 △印は実施すべき分析項目であるが、次により省略することができる。
 - (*)1 水銀又はその化合物が検出されなければ省略することができる。
 - (*)2 政令第2条の4第5号ト(2)、チ(5)及びヌ(1)から(24)までに掲げる廃棄物の種類及び当該廃棄物に含まれるものとして掲げる物質に応じ、県外産業廃棄物が、同号ト(2)、チ(5)又はヌ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)若しくは(24)に掲げる同施行令別表第三に掲げる工場若しくは事業場又は施設から生じたものに該当しない場合であって、当該県外産業廃棄物の発生の過程において当該物質が含有するおそれがないときには、省略することができる。
 - (*)3 廃棄物焼却炉（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設に該当するものをいう。以下同じ。）において廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）に該当しない場合にあっては、省略することができる。
 - (*)4 廃棄物焼却炉において廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻に該当しない場合にあっては、省略することができる。
- 4 前3項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる汚泥等の分析については、当該各号に規定するとおりとする。
 - (1) 食料品製造業から排出される汚泥及びガソリンスタンドの洗車汚泥 含水率及び油分以外を省略することができる。
 - (2) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥 含水率以外を省略することができる。

- (3) 鑄物廃砂並びにクリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油 全ての分析項目を省略することができる。
- 5 県外産業廃棄物の発生の過程から判断して含有するおそれのない物質と認められる分析項目については、条例施行規則別表第1の管轄健康福祉センター所長が認める場合には、省略することができる。
- 6 製品として製造された時と廃棄物として排出された時の性状に違いがない県外産業廃棄物（バッテリー、試薬等）については、条例施行規則別表第1の管轄健康福祉センター所長が認める場合には、製品として製造された時の分析結果を代用することができる。